

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成20年度ドライブレコーダー 機器導入促進助成金について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の運営にご協力を戴き厚くお礼を申し上げます。
さて、新規事業として、交通事故の防止に資することからドライブレコーダー車載器の導入に係る費用に対して、一部助成を実施することになりました。
つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 平成20年5月15日(木)～平成21年3月2日(月)
但し、平成20年4月1日から平成21年2月28日までに装着及び支払いが完了しなければならない。
2. 助成金額 全ト協：1万円/台・栃ト協：1万円/台・合計2万円/台
申請は1事業者あたり車載器10台を上限とする
予算枠に達した時点で打ち切りになりますのでご了承願います。
3. 対象機器 映像や走行に関するデータを記録出来るドライブレコーダー車載器
4. 申請要領 別添の様式H「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、請求書及び領収書の写し(リースの場合は、リース契約書の写し) 装着証明書の写し 装着した車両の車検証の写しを添えて申請する。
5. 注 意 会員所有の県内営業ナンバーの車両であること。
助成金は新たに導入した対象機器に対して行う。

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成20年 4月 1日制定
社団法人 栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の定めたドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱に基づき、栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、事業用トラックの事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下ドライブレコーダー)という。)の普及を図り、交通事故の防止に資するためドライブレコーダー機器(以下「機器」という。)の導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるドライブレコーダー機器は、映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器とする。

ドライブレコーダー車載器の基準は下記の基準に適合する機器であること。

十分な耐久性があること。

品質が保障され証明期間が定められていること。

機械的作動が円滑であること。

時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。

トラック用に開発されていること。

事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、前後の映像や瞬間速度、加速度等の走行に関するデータが記録できること。

解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから事故及び危険挙動運転等の原因を分析できること。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象機器を新たに導入した会員事業者とする。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し、栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに装着する機器に対して、1台あたり全ト協より1万円、栃ト協より1万円を交付する。

- 2 但し、申請は1事業者あたり、車載器10台を上限とする。

(対象期間)

第5条 平成20年4月1日から平成21年2月28日までに装着を完了し、支払いが終了したものを対象とする。

- 2 リース契約の場合は、上記期間に導入が完了し、リース契約を締結したものに限る。
- 3 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付を申請する会員事業者は、様式H「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ア 請求書及び領収書等の写し、又は、リース契約書の写し
- イ 装着証明書の写し(車両登録番号、機器メーカー名、機器名称、型式、装着年月日の記載があるもの)
- ウ 装着した車両の車検証の写し

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認められた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成20年4月1日より適用する。

平成20年度ドライブレコーダー助成事業対象機器一覧

映像記録型ドライブレコーダー

平成20年5月8日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	注)EMS 基準対応	備考
矢崎総業	ドライブレコーダー	YAZAC-eye	-	
		YAZAC-eye2	-	
		YAZAC-eye2E		
ホリバアイテック	どら猫	DR-3031	-	
		DR-3033(V)	-	
		DR-3033E(V)	-	
		DR-3034E(V)	-	
	どら猫プラス	DR-5100		
		DR-5200		
		DR-5300		
		DR-5400		
	どら猫プラス2カメラ	DR-6100		
		DR-6200		
データ・テック	セイフティレコーダ	M68		SRVideo
	DVRmini+	M605(M603DR)		デジタコ(M603)とのセットはM603DRと表記
クラリオン	HDDドライブレコーダー	CF-2400A-A		EMS対応ソフト(CTA-039-100)
あきば商会	ドライブレコーダー	MU-04RD-EMS		クオリティービジョン
		MU-04EMS		クオリティービジョン
		MU-01		クオリティービジョン
富士通テン	OBVIUSレコーダー	DRU-2011	-	
		DRU-2012		EMS対応ソフト
		DRU-2013		(ROM201E)
オプテックス	ドライブレコーダー	DT-01	-	
		DT-G01		EMS対応ソフト(SW-VD01、SW-VDT01)
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	DA-4000EMS		
		DA-4000	-	1-8677-3268-0
		DA-4000(GPS)	-	1-8677-3269-0
		DA-4000(HDD)	-	1-8677-3270-0
		DA-4000(GPS+HDD)	-	1-8677-3271-0
カヤバ工業	クルマメ	DRE-100	-	
		DRE-110	-	
		DRE-120		
マルハマ	Road View Master	DR-969RV	-	
三菱ふそう トラック・バス	DVRmini+	QZ064602 (QZ64601A)		デジタコ(QZ64600A)とのセットはQZ64601Aと表記
ティー・エム・ピー	ドライビング・プロ	DP-101E		
		DP-101	-	
		DP-301E		
		DP-301	-	
ドライブ・カメラ	ドライブレコーダー	WN-WITNESS	-	
アルファ・デポ	ドライブレコーダー	DPR-1100		

注) = 対応 = ソフト等の条件を満たす場合に対応 - = 非対応

上記以外の製品で別に定めた助成基準に該当する機器についても助成対象とする。
解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

様式H

平成 年 月 日

社団法人 栃木県トラック協会
会長 関谷 忠 泉 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付請求書

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱第6条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 円

機器メーカー名		
装着日	平成 年 月 日 ~ 月 日	
申請台数		台
助成金内訳	全ト協(10,000円/台)	円
	栃ト協(10,000円/台)	円
合計		円

上限は1事業者あたり車載器10台まで

2. 添付書類 請求書及び領収書の写し リースの場合は、リース契約書の写し
装着証明書の写し
装着した車両の車検証の写し

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名	口座番号(普通・当座)
71カナ	

ご担当者名：

TEL：

FAX：

整理番号

H-